

(証券コード：6505)

2023年8月4日

(電子提供措置の開始日2023年8月1日)

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号

東洋電機製造株式会社

代表取締役社長 渡 部 朗

第162回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第162回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第162回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toyodenki.co.jp/ir/meeting.php>

また、上記のほか、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。銘柄名「東洋電機製造」又は証券コード「6505」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト [なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページの議決権行使についてのご案内に従って、2023年8月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show</p></div><div data-bbox=)

敬 具

記

1. 日 時 2023年8月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号サピアタワー5階
「ステーションコンファレンス東京」501会議室
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第162期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第162期（2022年6月1日から2023年5月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役1名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策継続の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 株主の皆様にご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・「会計監査人に関する事項」
 - ・「業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）及び当該体制の運用状況の概要」
 - ・「会社の支配に関する基本方針」
 - ・「連結株主資本等変動計算書」
 - ・「連結注記表」
 - ・「株主資本等変動計算書」
 - ・「個別注記表」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

① 郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年8月28日（月曜日）午後5時到着分まで

② インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、QRコードを読み取るか同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

※8月20日以降、休止時間を毎日午前2時30分から午前4時30分に変更します。）

議決権行使専用ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

行使期限

2023年8月28日（月曜日）午後5時まで

③ 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、本招集ご通知をご持参ください。
会場へのアクセスにつきましては、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

日時 2023年8月29日（火曜日）午前10時～

＜QRコード読取による議決権行使方法について＞

- お手持ちのスマートフォンにて「議決権行使書の副票」（右側）に表示されているQRコードを読み取り、サイトにアクセスします。
- 議決権を再行使される場合は、QRコードの右側に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要です。
- 画面の案内に従って「賛成」「反対」を入力の上、送信ボタンを押下すると、議決権行使は完了です。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

① パスワードのお取り扱い

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

② 複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

③ お問い合わせ先

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120(173)027 **受付時間** 9:00～21:00

＜機関投資家の皆様へ—議決権電子行使プラットフォームの利用について—＞

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめ申込された場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができますので、ご案内申し上げます。

以 上

事業報告

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2022年6月1日～2023年5月31日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、企業の設備投資が回復するなど、社会経済活動は正常化しつつあります。海外では、多くの国で経済は緩やかに回復しており、中国においてもゼロコロナ政策の解除を機に景気回復基調にあります。一方で、地政学リスクの高まりや原材料・エネルギー価格の上昇、部品供給不足の長期化、金融・為替動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループでは、当期よりスタートした中期経営計画において、「新しい事業・製品の拡大」と「既存事業の徹底した収益体質の改善」を進め、「資本コストを意識した資産効率の改善」を行うことで、ROE 8%以上の早期達成を目指した経営基盤の抜本的強化を図ることとし、初年度は「収益力を高める構造改革に徹底して取り組む1年」と位置付け、「東洋電機の再生と変革」に取り組んでまいりました。

このような環境のもと、当社グループにおいては、受注は回復基調にありますが、部材調達難の長期化による売上への影響は依然として継続しております。

この結果、当連結会計年度における業績は次のとおりです。

受注高は、前期比9.2%増の332億46百万円となりました。

売上高は、前期比2.9%増の310億25百万円となりました。

損益面では、営業利益は、前期比3億45百万円増の5億17百万円、経常利益は同2億20百万円増の9億87百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に計上した産業事業に関わる事業用資産の減損損失の影響がなくなったこと等により、同17億54百万円改善し8億24百万円となりました。

報告セグメント別の状況は次のとおりです。なお、当社グループの事業領域をより適切に表示するため、従来「情報機器事業」としておりました報告セグメントの名称を「ICTソリューション事業」に変更しております。

<交通事業>

国内鉄道事業者の業績回復に伴い、抑制されていた車両の新造、機器の更新需要が増加しつつあります。また、中国においても、保守部品や新規案件の受注が増加しております。

受注高は、JR向け、民鉄向け、及び中国向けが増加したことから、前期比11.5%増の209億63百万円となりました。

売上高は、民鉄向けが反動減により減少したものの、中国向けが増加したことから、前期比2.1%増の198億57百万円となりました。

セグメント利益は、採算性の向上に取り組んだことから、前期比3.2%増の22億59百万円となりました。

<産業事業>

国内は、多くの業種で設備投資の動きが堅調であり、当社への引合いも増加しております。一方で、自動車開発用試験機においては、電動化への急速な変化により、一部では計画されていた試験機設備投資に見直しの動きがありました。また、部材調達難の長期化による当社生産工程への影響が継続しております。

受注高は、大型の試験機向け案件の受注と、加工機向けが増加したことから、前期比1.6%増の108億55百万円となりました。

売上高は、試験機向け、加工機向けが増加したものの、電源向けが減少したことから、前期並みの99億5百万円となりました。

セグメント利益は、前期に計上した固定資産の減損による減価償却費の負担軽減があったものの、粗利益率の低下等により、前期並みの4億79百万円となりました。

<ICTソリューション事業>

駅務機器のソフトウェア改修は、新線開業やバリアフリー料金等の運賃改定に伴う増加の動きが見られました。引き続き、乗客の利便性向上、インバウンド対応、業務効率化に向けた動きがあります。

受注高は、前期比49.7%増の14億21百万円となりました。

売上高は、前期比59.0%増の12億56百万円となりました。

セグメント利益は、売上高の回復等により、前期比189.6%増の4億13百万円となりました。

2. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における当社及び子会社の設備投資等の総額は3億10百万円であり、主なものは横浜製作所及び滋賀竜王製作所の生産設備の取得であります。なお、これら設備投資は自己資金により実施しております。また、当連結会計年度における資金調達につきましては、期末に第三者割当による自己株式の処分を行い、翌期の設備投資等を目的とした4億64百万円の資金調達を行いました。

3. 対処すべき課題

(1) 「中期経営計画2026」の基本方針について

当社グループは、2022年5月まで取り組んだ中期経営計画「リ・バイタライズ 2020/2022」（期間2019年5月期～2022年5月期）において得られた成果や残された課題を元に、新たな4年間の中期経営計画に取り組むこととしておりました。しかしながら、コロナ禍による鉄道旅客数の減少や自動車電動化に向けた試験装置の見直しなど大きな事業環境の変化に対応できる十分な収益力を得られていなかったことから、結果として計画値に対し大幅な未達となりました。

この結果とともに明らかになった当社自身が抱える課題を踏まえ、「中期経営計画2026」（期間2023年5月期～2026年5月期）については、「企業価値の回復・向上」を図るために、「東洋電機の再生と変革」を成し遂げる期間と位置付けております。

そのために、計画の3つの基本方針として①「新しい事業・製品の拡大」と②「既存事業の徹底した収益体質の改善」を進め、③「資本コストを意識した資産効率の改善」を行う事で、ROE 8%を目指します。

3つの基本方針	内容
①新しい事業・製品の拡大	全社横断的な新事業領域の開発強化・迅速化を推進し、電動化やDX化、脱炭素化等への対応を図る
②既存事業の徹底した収益体質の改善	生産効率の向上と適正な売価確保の両面から、工場・営業一体で収益力を抜本強化
③資本コストを意識した資産効率の改善	政策保有株式の縮減を継続するほか、事業毎の資本効率性を検証し、経営資源の再配分を検討

(2)「中期経営計画2026」の目標とする経営指標

(億円)

		中期経営計画2026			
全社(連結)		2022年5月期 実績	2023年5月期 実績	2024年5月期 計画	2026年5月期 計画
売 上 高		301.5	310.2	345.0	400.0
営 業 利 益		1.7	5.1	6.0	20.0
(営業利益率)		0.5%	1.7%	1.7%	5.0%
経 常 利 益		7.6	9.8	9.5	24.0
純 利 益		△9.3	8.2	8.0	16.0
R O E		△4.0%	3.5%	4.0%	8.0%
配 当 性 向		—	32.7%	35.4%	30.0%以上
セグメント別連結売上高					
交 通		194.5	198.5	218.0	250.0
産 業		99.0	99.0	116.0	130.0
I C Tソリューション		7.9	12.5	11.0	20.0

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第159期 2019年6月～ 2020年5月	第160期 2020年6月～ 2021年5月	第161期 2021年6月～ 2022年5月	第162期 (当連結会計年度) 2022年6月～ 2023年5月
受 注 高 (百万円)	38,527	30,055	30,447	33,246
売 上 高 (百万円)	39,071	33,143	30,158	31,025
経 常 利 益 (百万円)	1,207	757	766	987
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△)	1,081	977	△930	824
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	120.98	109.38	△104.02	91.85
総 資 産 (百万円)	55,165	51,967	46,916	49,682
純 資 産 (百万円)	24,183	24,008	22,012	24,582

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第159期 2019年6月～ 2020年5月	第160期 2020年6月～ 2021年5月	第161期 2021年6月～ 2022年5月	第162期(当期) 2022年6月～ 2023年5月
売 上 高 (百万円)	33,263	28,470	25,834	26,811
経 常 利 益 (百万円)	956	728	342	444
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	880	1,150	△1,144	551
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	98.42	128.68	△127.99	61.44
総 資 産 (百万円)	51,125	48,137	43,154	45,542
純 資 産 (百万円)	19,869	19,856	17,590	19,710

(注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

2. 第161期の期首より、当社及び国内連結子会社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会社法第2条第4号並びに会社法施行規則第3条第2項及び第3項に基づく親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東洋工機株式会社	100百万円	100%	鉄道車両用電機品の製造・修理
泰平電機株式会社	100	100	バス及び鉄道車両用ドアエンジンの製造・販売
東洋産業株式会社	200	100	電気機器の販売・修理・保守・点検、電子計算機附属装置の保守サービス、消耗品及び部品の販売
株式会社ティーディー・ドライブ	150	100	電動機及び発電機の製造・販売・修理
東洋商事株式会社	30	100	人材派遣、福利厚生施設の運営

6. 主要な事業内容

当社グループは、鉄道用並びに一般産業用電気機械器具の製造及び販売を主な事業としており、各事業部門の主要な製品は、次のとおりであります。

事業部門	主要製品
交通事業	鉄道車両用電機品、新交通システム車両用電機品、特殊車両用電機品、鉄道用電力貯蔵装置
産業事業	産業用生産・加工設備用システム、自動車試験システム、発電・電源システム、上下水道設備システム、車載用電機品
ICTソリューション事業	駅務システム機器、遠隔監視システム機器、情報システム関連機器

7. 主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

- ① 本 社 東京都中央区八重洲一丁目4番16号
- ② 支社・支店・事務所・営業所
 - 大 阪 支 社 (大阪市北区) 仙 台 営 業 所 (仙台市青葉区)
 - 名 古 屋 支 社 (名古屋市中村区) 横 浜 営 業 所 (横浜市神奈川区)
 - 九 州 支 店 (福岡市博多区) 広 島 営 業 所 (広島市中区)
 - 北 海 道 支 店 (札幌市中央区) 沖 縄 営 業 所 (沖縄県那覇市)
- ③ 工 場
 - 横 浜 製 作 所 (横浜市金沢区)
 - 滋 賀 竜 王 製 作 所 (滋賀県蒲生郡竜王町)

(2) 子会社等の主要な事業所 (※は関連会社)

- ① 国内子会社及び関連会社
 - 東 洋 工 機 株 式 会 社 本社/工場 (神奈川県平塚市)
 - 泰 平 電 機 株 式 会 社 本社/工場 (東京都板橋区)
 - 東 洋 産 業 株 式 会 社 本社 (東京都大田区)
 - 株式会社ティーディー・ドライブ 本社/工場 (滋賀県蒲生郡竜王町)
 - 東 洋 商 事 株 式 会 社 本社 (横浜市金沢区)
- ② 海外子会社及び関連会社
 - TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC. 本社 (アメリカ合衆国ペンシルバニア州)
 - 洋 電 貿 易 (北 京) 有 限 公 司 本社 (中華人民共和国北京市)
 - 常州洋電展雲交通設備有限公司 本社/工場 (中華人民共和国常州市)
 - SIAM TOYO DENKI Co., Ltd. 本社 (タイ王国バンコク市)
 - ※常州朗銳東洋伝動技術有限公司 本社/工場 (中華人民共和国常州市)
 - ※成都永貴東洋軌道交通装備有限公司 本社/工場 (中華人民共和国成都市)
 - ※北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司 本社/工場 (中華人民共和国北京市)
 - ※中稀東洋永磁電機有限公司 本社/工場 (中華人民共和国常熟市)

8. 使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減
1,149名	△44名

(注) 使用人の数は、執行役員を含む正社員、特別社員、嘱託社員、契約社員、出向受入とし、パートタイマー等は除いていません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
792名	△38名	42.6歳	16.9年

(注) 使用人の数は、執行役員を含む正社員、特別社員、嘱託社員、契約社員、出向受入とし、パートタイマー等は除いていません。

9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,058百万円
株式会社日本政策投資銀行	999
株式会社横浜銀行	520

- (注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
2. 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン6,000百万円、株式会社横浜銀行を主幹事とするシンジケートローン2,000百万円の借入金及び金融機関2行からの借入金595百万円があります。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,735,000株 (自己株式 301,843株を含む。)
3. 株主数 6,100名
4. 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	973	10.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	676	7.17
東 洋 電 機 従 業 員 持 株 会	495	5.25
東 洋 電 機 協 力 工 場 持 株 会	345	3.66
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	337	3.57
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	270	2.86
三 信 株 式 会 社	270	2.86
株 式 会 社 横 浜 銀 行	207	2.20
オ ー ク ラ ヤ 住 宅 株 式 会 社	206	2.18
BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2 S / JASDEC / JANUS HENDERSON HORIZON FUND	146	1.55

(注) 持株比率は、自己株式(301千株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2023年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	渡 部 朗	内部監査担当
取締役 会長	寺 島 憲 造	取締役会議長
取締役	大 坪 嘉 文	グループ企業、財務、資材、安全保障貿易管理担当
取締役	谷 本 憲 治	内部統制、経営企画、総務、人事、法務コンプライアンス、人事制度改革担当
取締役	水 元 公 二	株式会社日阪製作所取締役（社外）
取締役	間 狩 泰 三	
常勤監査役	小 林 仁	
常勤監査役	植 田 憲 治	
監 査 役	川 村 義 則	早稲田大学商学大学院教授
監 査 役	阿 部 公 一	

- (注) 1. 取締役 水元公二氏及び間狩泰三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両氏は、東京証券取引所に届出している独立役員であります。
2. 監査役 小林仁氏、川村義則氏及び阿部公一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、監査役 川村義則氏は、東京証券取引所に届出している独立役員であります。
3. 2022年8月25日開催の第161回定時株主総会において谷本憲治氏が取締役に選任され、就任いたしました。
4. 2022年8月25日開催の第161回定時株主総会において小林仁氏及び阿部公一氏が監査役に選任され、就任いたしました。
5. 2022年8月25日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって、取締役 石井明彦氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 2022年8月25日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって、監査役 明智俊明氏及び三木康史氏は、任期満了により監査役を退任いたしました。
7. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞 任 日	辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況
茅 根 熙 和	2023年3月31日	取締役（社外） 弁護士 丸善CHIホールディングス株式会社取締役 監査等委員 （社外）

なお、当社は2023年6月1日付で以下のとおり執行体制の見直しを行いました。詳細は、2023年5月30日付『執行役員の変動に関するお知らせ』にて公表しておりますのでご参照ください。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 部 朗	内部監査担当
取締役会長	寺 島 憲 造	取締役会議長
取締役専務執行役員	大 坪 嘉 文	グループ企業、財務、資材、安全保障貿易管理担当
取締役専務執行役員	谷 本 憲 治	内部統制、経営企画、総務、人事、法務コンプライアンス、人事制度改革担当

【ご参考】その他執行役員

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	堀 江 修 司	中国事業担当
常務執行役員	奥 山 直 樹	生産、交通事業、ICTソリューション事業担当 交通事業部長 TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC代表
常務執行役員	中 西 俊 人	産業事業、新事業担当 産業事業部長
執行役員	畠 山 卓 也	技術・研究・開発、知財担当 開発センター長
執行役員	高 木 俊 晴	産業事業部副事業部長 兼 同事業部産業事業企画部長
執行役員	中 納 千 秋	滋賀竜王製作所長 兼 産業事業部産業工場長 兼 株式会社ディーディー・ドライブ取締役社長
執行役員	今 泉 博 之	大阪支社長
執行役員	貫 名 純	経営企画部長 兼 同部グループ管理室長
執行役員	大 塚 貴 敏	品質管理、環境管理担当 横浜製作所長 兼 資材部長
執行役員	山 井 俊 典	人事部長
執行役員	大 塚 明 裕	交通事業部副事業部長 兼 同事業部交通事業企画部長

2. 当社役員（取締役及び監査役）の報酬等

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、次のとおり取締役の報酬等の決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、原則として金銭報酬とし、毎月支給する基本報酬と原則として年1回7月に支給する賞与で構成されています。社外取締役への賞与は独立性を確保する観点からありません。なお、取締役の報酬決定に関しては、役員報酬の決定プロセスの客観性と透明性を高めるため、取締役会で決議した「指名・報酬諮問委員会規程」に基づき、当社代表取締役、人事担当執行役員、社外取締役1名及びその他取締役会にて承認された者で構成する「指名・報酬諮問委員会」において、審議・決定しています。

基本報酬は、当社が定める役職位ごとの基準に基づき、役割や責任度合い、担当領域の規模や難易度などにより、中長期的な観点も踏まえて決定しております。

賞与は、当社グループの単年度業績だけでなく、中期的な企業価値向上への動機付けとなるように中期経営計画の目標進捗度などを総合的に勘案して決定しております。具体的には、当社グループの単年度業績（受注高・売上高・営業利益・経常利益・純利益）の達成度と貢献度合い、中期経営計画の目標進捗度と貢献度合いなどの実績をもとに、当社が定める役職位ごとの基準に基づき決定しております。当該指標を選定した理由は、当社グループの持続的な企業価値向上に対する貢献度を測る指標として適切であると判断したためであります。また、当該指標の主な実績は「Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項」の「4. 財産及び損益の状況」をご参照ください。

なお、社外取締役を除く取締役の報酬年額に対する賞与の基準割合は、役職位に応じて30%～40%の範囲に設定しておりますが、前述の業績達成度等により0～1.5の係数を乗じて変動する仕組みにしております。

当社の監査役の報酬は、監査役の協議により決定されております。

(2) 取締役及び監査役の報酬額に関する株主総会決議に関する事項

2006年8月29日開催の第145回定時株主総会において、取締役の報酬等限度額は、年額240百万円以内、監査役の報酬等限度額は、年額60百万円以内と決議いただいております。報酬に関する株主総会の承認時に、その対象となった取締役及び監査役の員数は、取締役7名及び監査役4名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬は、以下のメンバーで構成する「指名・報酬諮問委員会」において、審議・決定しております。同委員会は、上記の取締役の報酬等の決定方針に基づいて報酬基準を定め、適切に権限が行使できる体制としております。取締役会は、報酬基準が取締役の報酬等の決定方針に適切であると判断しております。

地位及び担当	氏 名	権限を委任した理由
代表取締役社長	渡 部 朗	代表取締役として当社グループの経営全般を俯瞰できる立場であるため。
取締役会長	寺 島 憲 造	長年にわたる当社グループの経営経験があり、経営全般を俯瞰できる立場であるため。
取締役専務執行役員 人事担当	石 井 明 彦	人事担当として当社グループの人事制度及び報酬制度に精通しているため。
取締役専務執行役員 人事担当	谷 本 憲 治	人事担当及び人事制度改革担当として、当社グループの人事制度及び報酬制度に精通しているため。
社外取締役	水 元 公 二	独立社外取締役という立場から、客観的な視点による意見が期待できるため。

- (注) 1. 石井明彦氏は、2022年8月25日開催の第161回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、同時に同委員会委員を退任いたしました。
2. 谷本憲治氏は、2022年8月25日開催の第161回定時株主総会において、取締役に選任され、同時に同委員会委員に就任いたしました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	基本報酬の額	業績連動賞与の額
取 締 役	8名	122百万円	39百万円
監 査 役	6名	40百万円	—
合 計	14名	162百万円	39百万円
(うち社外役員)	(8名)	47百万円	(—)

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先・内容
取 締 役	茅 根 熙 和	弁護士 丸善CHIホールディングス株式会社取締役 監査等委員 (社外)
取 締 役	水 元 公 二	株式会社日阪製作所取締役 (社外)
取 締 役	間 狩 泰 三	重要な兼職はありません。
監 査 役	小 林 仁	重要な兼職はありません。
監 査 役	川 村 義 則	早稲田大学商学大学院教授
監 査 役	阿 部 公 一	重要な兼職はありません。

(注) 1. 当社は、上記記載の重要な兼職先との間にいずれも一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。

2. 取締役 (社外) 茅根熙和氏は、2023年3月31日に辞任いたしました。

(2) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	茅 根 熙 和	当事業年度開催の取締役会には、2023年3月31日辞任までに開催された15回中13回出席し、主に企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。
取 締 役	水 元 公 二	当事業年度開催の取締役会には、開催された19回中すべてに出席し、豊富な企業経営の経験やCFOとしての財務会計に関する知見を活かして、当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。 また、当社の指名・報酬諮問委員会に委員として参加し、取締役、執行役員等の指名案の策定及び報酬の決定に関して客観的な立場から有用な意見等を適宜述べております。
取 締 役	間 狩 泰 三	当事業年度開催の取締役会には、開催された19回中すべてに出席し、国内外における豊富な企業経営の経験や高度な専門知識を活かして、当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。
監 査 役	小 林 仁	当事業年度開催の取締役会には、2022年8月就任後に開催された15回中すべてに出席し、また、監査役会にも12回中すべてに出席し、監査役としての豊富な経験と高い知見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。
監 査 役	川 村 義 則	当事業年度開催の取締役会には、開催された19回中すべてに、また監査役会にも18回中すべてに出席し、主に企業の財務や会計に関する高い知見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。
監 査 役	阿 部 公 一	当事業年度開催の取締役会には、2022年8月就任後に開催された15回中すべてに出席し、また、監査役会にも12回中すべてに出席し、これまでに培われた財務的な知見と企業経営の経験を活かして当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。

(注) 監査役 川村義則氏は、早稲田大学商学学術院教授を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外役員の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする契約を締結することができる旨を当社定款において定めており、社外役員全員と、この責任限定契約を締結しております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結の上、1年毎に更新しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約は、当社の取締役及び監査役を被保険者としており、被保険者は保険料の約10%に当たる株主からの損害賠償請求分及び会社からの損害賠償請求分の保険料を負担し、残りは当社が負担しております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注1）	42 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0 百万円
③当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額（注2）	43 百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、当事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠並びに従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況について検討し、報酬等について同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「英文財務諸表作成支援業務」を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

V. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）及び当該体制の運用状況の概要

1. 内部統制システムの基本方針

当社は、内部統制システムを整備し運用していくことが、経営上の重要事項であると考え、会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に従い、効率的で適法かつ適正な業務の執行体制を整備する。本方針の実現をより確実にするため、取締役会の下部組織である内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況を定期的に確認し、本方針の継続的見直しを実施する。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営理念の一つである「倫理を重んじ社会・顧客に貢献する」ことを企業活動の原点としており、これを踏まえて制定した「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社全ての役職員に配付し、周知徹底を図る。また、グループ全体を対象とした年間研修計画に基づき研修を実施することにより、コンプライアンスに係る知識を高めるとともに企業倫理を尊重する意識を醸成する。
- ② 当社は、内部通報の受付窓口を社内及び社外に設置し、問題を早期に発見し、必要な措置を速やかに講じる。
- ③ 監査部は、業務執行の適正を確保するため当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告する。
- ④ 当社及び当社グループ会社は、内部統制を有効に機能させるため自己点検制度を導入し、モニタリングの充実を図る。
- ⑤ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制を構築するとともに、その内部統制が適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力と取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る保存すべき重要な情報は、法令及び社内規定の定めによる保存期間・方法により文書または電磁的媒体に記録し、適切に管理する。また、これら取締役の職務の執行に係る情報及びその保存・管理状況について、監査役がいつでも閲覧または監査することが可能な状態とする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会のもとに設置した内部統制委員会において、リスク管理基本規程に基づき、当社及び当社グループ会社におけるリスクを分析、評価し、同委員会の報告に基づいて、リスクの種類、程度に応じた実効性のあるリスク管理体制を構築する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、業務分掌規程、職務権限規程、文書管理規則等の社内規定を整備するとともに、その適切な運用に努める。
 - ② 当社は、定時取締役会を毎月開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認するとともに重要事項を決議する。必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ③ 当社は、業務執行報告会を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認する。
 - ④ 当社は、経営戦略会議を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務執行における課題及び経営課題への対応を討議する。
 - ⑤ 監査部は、当社グループ会社の内部監査を実施し、必要に応じて業務改善を提言することにより、当社グループ会社の適正かつ効率的な業務執行を確保する。
- (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、グループ経営基本規程及びグループ経営運営要領に基づいて、当社グループ会社に対し、重要な事項の事前承認及びグループ経営上必要な事項の報告を義務付ける。
 - ② 当社は、国内グループ会社会議及び海外グループ会社会議を原則として各々年2回開催し、当社グループ会社の事業計画の進捗状況及び業務の執行状況を検証する。
- (6) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役の監査活動を補助するために、監査役スタッフを配置する。その人選に関しては監査役と取締役が意見交換を行って決定する。また、当該使用人の監査役スタッフとしての業務に関しては取締役からの独立性を確保する。
- (7) 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや事業及び財務に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断したときは監査役に報告し、監査役が報告を求めた場合は速やかにこれに応じる。また、これらの報告をした者は、これらの報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないようにする。
 - ② 監査役は、取締役会並びに重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要な社内会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、議事録等閲覧することができる。
 - ③ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部及び会計監査人と連携を図り、監査計画や会計監査内容について説明を受けるなど情報交換を行う。
 - ④ 当社は、監査役の監査活動に要する費用のうち、定常的に発生する費用については会社の経費予算に計上して支出し、臨時に発生した費用についてはその請求に基づいて支出する。また、監査役は、当社顧問弁護士とは別に顧問弁護士を委嘱し、定期的または必要な都度相談できる。

2. 内部統制システムの基本方針の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員のコンプライアンス意識の醸成と強化のため、「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社に勤務するすべての役職員に配付するとともに、年間研修計画に基づきコンプライアンスに関する社内研修を行っております。対象期間内には、特許権に関する研修などを行いました。

(2) 内部通報に関する事項

当社は、内部通報窓口を社内外に設けております。対象期間内の内部通報件数は1件です。通報を受信した場合は、必要により顧問弁護士に意見を求めるなど、適切に対応しております。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理基本規程に基づき、四半期ごとに内部統制委員会において当社及び当社グループ会社における各分野のリスクについて審議を行っております。審議結果は都度取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行に関する事項

当社は、ガバナンス強化のため取締役会の監督機能と執行機能を分離し、執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会は主に監督機能を担っております。取締役及び執行役員の職務は、取締役会規則及び職務権限規程を整備することにより、効率的に行われています。

取締役会は、対象期間内に臨時開催を含め19回開催され、重要事項を適切かつ迅速に決議しております。

尚、取締役の職務の執行に関する情報は、担当部門が適切に保管しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに関する事項

監査役は、取締役会ほか重要な会議への出席や稟議書の閲覧を行い、業務執行状況の把握や意思決定過程の確認を行っており、必要ある場合は意見を述べております。また、代表取締役や内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報共有に努めております。

当社は、取締役の指揮命令系統から独立した監査役スタッフを2名配置し、監査役の監査が実効的に行える体制を整えております。

監査役会は、当社顧問弁護士とは別に顧問弁護士を委嘱しており、監査役は定期的または必要な都度相談することができます。

(6) 内部監査に関する事項

監査部は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び監査役に報告しております。

VI. 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、2022年5月まで取り組んだ中期経営計画「リ・バイタライズ2020/2022」（期間2019年5月期～2022年5月期）の計画値に対する大幅な未達を受け、「中期経営計画2026」（期間2023年5月期～2026年5月期）については、「企業価値の回復・向上」を図るために、「東洋電機の再生と変革」を成し遂げる取り組みを進めます。

そのために、計画の基本方針を（1）「新しい事業・製品の拡大」と（2）「既存事業の徹底した収益体質の改善」を進め、（3）「資本コストを意識した資産効率の改善」を行う事で、ROE 8%以上の早期達成を目指した経営基盤の抜本的強化を図ることといたします。

また、当社は、経営理念「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、社会環境、法制度等の経営環境の変化に対応した経営監視体制を随時検討し、健全な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っております。

3. 上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年7月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を決定し、2008年8月26日開催の第147回定時株主総会における株主様のご承認を得て導入いたしました。その後、所要の変更を行ったうえ、直近では2020年8月26日開催の第159回定時株主総会における株主様のご承認を得て継続いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式等に対して大規模な買付行為等が行われようとした場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。

大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しなかった場合、またはルールが遵守されている場合であっても、当該行為が株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることとしております。

本対抗措置の発動に当たっては、当社取締役会はその決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置しており、上記判断における独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて株主総会の承認を得て対抗措置の発動を決議します。

また、その判断の概要については適宜、開示いたします。

この本プランは2023年8月29日開催の第162回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間（3年）が満了するため、当社は、2023年7月13日開催の取締役会において、本プランに一部所要の修正を行ったうえ、本総会における株主の皆様のご承認を条件としてこれを継続導入することを決議いたしました。なお、本プランの基本スキームに変更はございません。詳細につきましては、本総会参考書類の第4号議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策継続の件」をご参照ください。

4. 上記3.の取り組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、当社株式に対する大規模買付等が行われた場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、①経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じていること、②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③取締役会において決議された本プランは定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入しておりますが、その後の当社株主総会において本プランの継続及び廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い、変更または廃止されるなど株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっていること、④対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者で構成する独立委員会を設置し、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、⑤本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること、⑥本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができること、また当社は期差任期制を採用していないこと、などからその公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,738	流 動 負 債	10,699
現金及び預金	5,520	支払手形及び買掛金	2,060
受取手形、売掛金及び契約資産	13,236	電子記録債務	4,768
電子記録債権	1,116	短期借入金	885
棚卸資産	6,319	未払費用	589
前渡金	22	未払法人税等	128
未収入金	162	未払消費税等	94
その他	370	契約負債	84
貸倒引当金	△10	預り金	189
		役員賞与引当金	39
		賞与引当金	673
		受注損失引当金	989
		製品保証引当金	70
		その他	127
固 定 資 産	22,943	固 定 負 債	14,399
有形固定資産	5,701	長期借入金	10,288
建物及び構築物	3,611	長期未払金	30
機械装置及び運搬具	348	退職給付に係る負債	4,075
土地	1,269	その他	4
建設仮勘定	11		
その他	459	負債合計	25,099
		純 資 産 の 部	
無形固定資産	77	株 主 資 本	19,036
ソフトウェア	63	資本金	4,998
その他	13	資本剰余金	3,177
		利益剰余金	11,347
投資その他の資産	17,165	自己株式	△486
投資有価証券	14,288	その他の包括利益累計額	5,546
繰延税金資産	108	その他有価証券評価差額金	5,370
その他	2,775	為替換算調整勘定	202
貸倒引当金	△7	退職給付に係る調整累計額	△26
資 産 合 計	49,682	純 資 産 合 計	24,582
		負債及び純資産合計	49,682

連結損益計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		31,025
売上原価		23,828
売上総利益		7,197
販売費及び一般管理費		6,679
営業利益		517
営業外収益		
受取利息及び配当金	191	
持分法による投資利益	221	
為替差益	104	
その他の営業外収益	33	550
営業外費用		
支払利息	52	
支払手数料	3	
固定資産廃棄損	1	
その他の営業外費用	24	81
経常利益		987
特別利益		
投資有価証券売却益	530	
固定資産売却益	150	681
特別損失		
事業構造改革費用	513	513
税金等調整前当期純利益		1,155
法人税、住民税及び事業税	205	
法人税等調整額	124	330
当期純利益		824
親会社株主に帰属する当期純利益		824

連結株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,998	3,177	11,122	△1,282	18,016
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△268	-	△268
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	824	-	824
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	△331	-	796	464
自己株式処分差損の振替	-	331	△331	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	225	795	1,020
当 期 末 残 高	4,998	3,177	11,347	△486	19,036

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額				純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	3,913	144	△61	3,996	22,012
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△268
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	824
自己株式の取得	-	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	464
自己株式処分差損の振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,456	57	35	1,549	1,549
当 期 変 動 額 合 計	1,456	57	35	1,549	2,569
当 期 末 残 高	5,370	202	△26	5,546	24,582

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 5社

東洋工機㈱、泰平電機㈱、東洋産業㈱、㈱ティーディー・ドライブ、東洋商事㈱

(2) 非連結子会社数 4社

常州洋電展雲交通設備有限公司、洋電貿易（北京）有限公司、SIAM TOYO DENKI Co., Ltd.、
TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

常州朗銳東洋伝動技術有限公司、北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社数 6社

非連結子会社

常州洋電展雲交通設備有限公司、洋電貿易（北京）有限公司、SIAM TOYO DENKI Co., Ltd.
TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC.

持分法非適用関連会社

成都永貴東洋軌道交通装備有限公司、中稀東洋永磁電機有限公司

持分法の適用範囲から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

該当事項はありません。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の…… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
もの 原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 …… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定率法 但し1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年6月1日以降に取
（リース資産を除く）得した建物附属設備及び構築物については定額法

- 無形固定資産…………… 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法(リース資産を除く)
- リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (5) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金…………… 債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 役員賞与引当金…………… 役員に対する成果反映型報酬(賞与)支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 賞与引当金…………… 従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 受注損失引当金…………… 受注契約に係る将来の損失に備え、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。
- 製品保証引当金…………… 将来の無償修理に備え、当連結会計年度末において将来の費用が見込まれ、かつ、当該費用額を合理的に見積もることが可能なものについて、見積無償修理費を引当計上しております。
- (6) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- (7) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは、主に電気機器の製造販売及び設置・据付工事を行っております。
製品の販売は、顧客により検収された時点で支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該検収の時点で収益を認識しております。
ただし、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には出荷時に収益を認識しております。
また、工事契約等の一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。
進捗度の見積り方法は見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。
- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の方法 …… 繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段 …… 金利スワップ
- ヘッジ対象 …… 借入金の利息
- ヘッジ方針 …… デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。
- ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(追加情報)

(グループ通算制度の導入に伴う会計処理)

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、単体納税制度からグループ通算制度を適用することとなったため、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)を当連結会計年度末から適用しております。

II 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損損失の認識の要否

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用 3,055百万円

② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの産業事業における一部の資産又は資産グループは、部材調達難の長期化による生産工程への影響や自動車開発用試験機における電動化への急速な変化等を主な理由として当連結会計年度に営業赤字を計上しており、減損の兆候があると判断して、減損損失の認識の要否について検討を行いました。その結果、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産又は資産グループの帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が承認した事業計画を基礎として、過年度の実績を考慮したものとなっております。事業計画は、業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価や過去の実績及び企業内外からの情報に基づき作成しております。当該見積りにおいて、将来の受注予測等に基づく売上高を主要な仮定と考えております。

こうした見積りは、将来の事業環境等の変化により影響を受けるため、不確実性が伴うことから将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

III 会計上の見積りの変更に関する注記

(製品保証引当金)

基幹システム更新後、引渡済み製品等の将来の無償修理費用について当該費用の把握に必要なデータの蓄積と収集方法の整備を行いました。これにより当連結会計年度において、より精緻な見積りができるようになったため、見積りの変更を行いました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ55百万円減少しております。

なお、前連結会計年度の連結計算書類は「流動負債」の「受注損失引当金」に含めておりますが、会計上の見積りの変更の結果、重要性が増したため、当連結会計年度より「製品保証引当金」として独立掲記することとしております。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	377百万円
売掛金	7,598百万円
契約資産	5,260百万円

2. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内容及びその金額

建物及び構築物	2,961百万円
機械装置及び運搬具	255百万円
土地	1,201百万円
有形固定資産「その他」	121百万円
合計	4,538百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	525百万円
長期借入金	2,288百万円
合計	2,813百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 18,879百万円

4. 偶発債務

金融機関からの借入に対する債務保証

常州朗銳洋伝動技術有限公司 ……	325百万円
北京京車双洋轨道交通牽引設備有限公司 ……	231百万円

5. 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と受注損失引当金の相殺額は、26百万円（うち、商品及び製品12百万円、仕掛品14百万円）であります。

V 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価のうち受注損失引当金繰入額 …………… 78百万円

2. 事業構造改革費用

当社の中国におけるビジネス展開の事業構造改革の一環として、非連結子会社である常州洋電展雲交通設備有限公司および持分法非適用関係会社である中稀東洋永磁電機有限公司の出資金評価損及び弁護士報酬等を計上したものであります。

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数

種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	9,735,000	—	—	9,735,000

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月25日 定時株主総会	普通株式	268	30.0	2022年5月31日	2022年8月26日

② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年8月29日 定時株主総会	普通株式	282	利益剰余金	30.0	2023年5月31日	2023年8月30日

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権については、当社グループの与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じた与信調査の実施により取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該株式は、定期的に時価や財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金の調達であり、社債及び長期借入金は、主に設備投資計画に係る資金の調達です。デリバティブについては、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針とし、実需の範囲内で行っており、取締役会の承認を経て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券 (※1)	13,226	13,226	—
資産計	13,226	13,226	—
長期借入金 (※2)	11,173	11,178	4
負債計	11,173	11,178	4

(※)1 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

(※)2 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利の長期借入金で金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 1 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	1,062

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式				
	13,226	—	—	13,226
資産計	13,226	—	—	13,226
該当事項はありません	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	11,178	—	11,178
負債計	—	11,178	—	11,178

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金の時価については、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

Ⅷ 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

IX 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメント別に顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

			当連結会計年度 (自2022年6月1日 至2023年5月31日)
報告セグメント	交通事業	国内鉄道	13,333
		海外鉄道	4,492
		その他	2,031
		小計	19,857
	産業事業	加工機	3,321
		試験機	2,341
		発電・電源	1,561
		その他	2,680
		小計	9,905
	ICTソリューション事業	ICTソリューション	1,256
		小計	1,256
その他(注)			6
合計			31,025
顧客との契約から生じる収益			31,025
外部顧客への売上高			31,025

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、労働者派遣に関連する業務などです。当連結会計年度より、従来「情報機器事業」としていた報告セグメントの名称を「ICTソリューション事業」に変更しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「4. 重要な会計方針に関する事項(7) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,812
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	9,092
契約資産（期首残高）	4,415
契約資産（期末残高）	5,260
契約負債（期首残高）	47
契約負債（期末残高）	84

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は29,496百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に1年から3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額…………… | 2,605円99銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益…………… | 91円85銭 |

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,723	流 動 負 債	12,024
現 金 及 び 預 金	5,390	支 払 手 形	204
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	12,368	電 子 記 録 債 務	4,221
電 子 記 録 債 権	935	買 掛 金	2,139
製 品	352	短 期 借 入 金	885
仕 掛 品	2,321	未 払 金	39
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,178	未 払 費 用	470
前 渡 金	22	未 払 法 人 税 等	62
前 払 費 用	187	未 払 消 費 税 等	45
未 収 入 金	219	契 約 負 債	77
短 期 貸 付 金	755	預 り 金	2,269
貸 倒 引 当 金	△9	役 員 賞 与 引 当 金	39
		賞 与 引 当 金	477
		受 注 損 失 引 当 金	940
		製 品 保 証 引 当 金	70
		そ の 他	80
固 定 資 産	20,818	固 定 負 債	13,808
有 形 固 定 資 産	5,444	長 期 借 入 金	10,288
建 物	3,358	長 期 未 払 金	30
構 築 物	113	退 職 給 付 引 当 金	3,488
機 械 及 び 装 置	294		
車 両 運 搬 具	1		
工 具、器 具 及 び 備 品	399		
土 地	1,267		
建 設 仮 勘 定	8		
そ の 他	0		
無 形 固 定 資 産	64		
ソ フ ト ウ エ ア	54		
そ の 他	9		
投 資 そ の 他 の 資 産	15,309		
投 資 有 価 証 券	13,694		
関 係 会 社 株 式	510		
関 係 会 社 出 資 金	753		
繰 延 税 金 資 産	45		
そ の 他	311		
貸 倒 引 当 金	△5		
資 産 合 計	45,542	負 債 合 計	25,832
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	14,586
		資 本 金	4,998
		資 本 剰 余 金	3,177
		資 本 準 備 金	3,177
		利 益 剰 余 金	6,897
		利 益 準 備 金	533
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,364
		別 途 積 立 金	1,600
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,764
		自 己 株 式	△486
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,123
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,123
		純 資 産 合 計	19,710
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	45,542

損 益 計 算 書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		26,811
売 上 原 価		21,740
売 上 総 利 益		5,070
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,136
営 業 損 失		66
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	447	
為 替 差 益	104	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	42	594
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66	
支 払 手 数 料	3	
固 定 資 産 廃 棄 損	0	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	13	83
経 常 利 益		444
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	530	
固 定 資 産 売 却 益	150	681
特 別 損 失		
事 業 構 造 改 革 費 用	433	433
税 引 前 当 期 純 利 益		692
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	78	
法 人 税 等 調 整 額	62	140
当 期 純 利 益		551

株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,998	3,177	-	3,177
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△331	△331
自己株式処分差損の振替	-	-	331	331
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,998	3,177	-	3,177

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	533	1,600	4,812	6,945	△1,282	13,839
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	△268	△268	-	△268
当 期 純 利 益	-	-	551	551	-	551
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	796	464
自己株式処分差損の振替	-	-	△331	△331	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△47	△47	795	747
当 期 末 残 高	533	1,600	4,764	6,897	△486	14,586

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,751	3,751	17,590
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△268
当 期 純 利 益	—	—	551
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△0
自 己 株 式 の 処 分	—	—	464
自己株式処分差損の振替	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,371	1,371	1,371
当 期 変 動 額 合 計	1,371	1,371	2,119
当 期 末 残 高	5,123	5,123	19,710

個別注記表

I 重要な会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法 時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 …… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法 但し1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年6月1日以降に取
得した建物附属設備及び構築物については定額法
（リース資産を除く）

無形固定資産 …… 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づく定額法
（リース資産を除く）

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金 …… 役員に対する成果反映型報酬（賞与）支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額
を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しておりま
す。

退職給付引当金 …… 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、
当事業年度末に発生している額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による
定額法により、発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額
法により費用処理することとしております。

受注損失引当金 …… 受注契約に係る将来の損失に備え、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失
額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。

製品保証引当金 …… 将来の無償修理に備え、当事業年度末において将来の費用が見込まれ、かつ、当該費用額を合理的
に見積もることが可能なものについて、見積無償修理費を引当計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計
処理の方法と異なっております。

7. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に電気機器の製造販売及び設置・据付工事を行っております。

製品の販売は、顧客により検収された時点で支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該検収の時点で収益を認識

しております。

ただし、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には出荷時に収益を認識しております。

また、工事契約等の一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の見積り方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	………	繰延ヘッジ処理によっております。 ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
ヘッジ手段	………	金利スワップ
ヘッジ対象	………	借入金の利息
ヘッジ方針	………	デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。
ヘッジ有効性評価の方法	………	ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(追加情報)

(グループ通算制度の導入に伴う会計処理)

当社は、翌事業年度から、単体納税制度からグループ通算制度を適用することとなったため、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を当事業年度末から適用しております。

II 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 固定資産の減損損失の認識の要否

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用 3,021百万円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の産業事業における資産又は資産グループは、部材調達難の長期化による生産工程への影響や自動車開発用試験機における電動化への急速な変化等を主な理由として当事業年度に営業赤字を計上しており、減損の兆候があると判断して、減損損失の認識の要否について検討を行いました。その結果、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産又は資産グループの帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。当該資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が承認した事業計画を基礎として、過年度の実績を考慮したものとなっております。事業計画は、業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価や過去の実績及び企業内外からの情報に基づき作成しております。当該見積りにおいて、将来の受注予測等に基づく売上高を主要な仮定と考えております。

こうした見積りは、将来の事業環境等の変化により影響を受けるため、不確実性が伴うことから将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

III 会計上の見積りの変更に関する注記

(製品保証引当金)

基幹システム更新後、引渡済み製品等の将来の無償修理費用について当該費用の把握に必要なデータの蓄積と収集方法の整備を行

いました。これにより当事業年度において、より精緻な見積りができるようになったため、見積りの変更を行いました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ55百万円減少しております。

なお、前事業年度の計算書類は「流動負債」の「受注損失引当金」に含めておりますが、会計上の見積りの変更の結果、重要性が増したため、当事業年度より「製品保証引当金」として独立掲記することとしております。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内訳及びその金額

建	物	2,943	百万円
構	築	17	百万円
機	械	254	百万円
及	び		
装	置	0	百万円
車	両	121	百万円
運	搬		
具			
工	具	121	百万円
及	び		
備	品		
土	地	1,201	百万円
合	計	4,538	百万円

担保に係る債務の金額

短	期	借	入	金	525	百万円
長	期	借	入	金	2,288	百万円
合	計				2,813	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 17,191 百万円

3. 偶発債務

金融機関からの借入に対する債務保証

常州朗銳東洋伝動技術有限公司	……	325	百万円
北京京車双洋轨道交通牽引設備有限公司	……	231	百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	……	1,436	百万円
関係会社に対する短期金銭債務	……	2,541	百万円

5. 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と受注損失引当金の相殺額は、26百万円（うち、商品及び製品12百万円、仕掛品14百万円）であります。

V 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引による取引高

売上高	……	1,062	百万円
仕入高	……	3,579	百万円
販売費及び一般管理費	……	449	百万円

2. 関係会社との営業取引以外による取引高

……	……	391	百万円
----	----	-----	-----

3. 売上原価のうち受注損失引当金繰入額

……	……	51	百万円
----	----	----	-----

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	794,608	735	493,500	301,843

(注) 1. 増加株式数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 735株

2. 減少株式数の主な内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による自己株式の処分による減少 493,500株

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	321 百万円
退職給付引当金	1,068 百万円
賞与引当金	169 百万円
受注損失引当金	202 百万円
貸倒引当金繰入超過額	4 百万円
関係会社株式評価損	97 百万円
減損損失	647 百万円
その他	270 百万円
繰延税金資産小計	2,781 百万円
評価性引当額	△488 百万円
繰延税金資産合計	2,292 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,247 百万円
繰延税金負債合計	△2,247 百万円
繰延税金資産の純額	45 百万円

グループ通算制度の導入に伴う会計処理

当社は、翌事業年度から、単体納税制度からグループ通算制度を適用することとなったため、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を当事業年度末から適用しております。

VIII 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
連結子会社	泰平電機株	東京都板橋区	100 百万円	バス・鉄道車両用ドアエンジンの製造・販売	100.0	同社製品の購入等	資金預り (注) 1	△62	預り金	860
	東洋産業株	東京都大田区	200 百万円	電気機器の販売及び修理・保守・点検、電子計算機付属装置の保守サービス、消耗品及び部品の販売	100.0	当社製品の販売及び保守サービス、部品の販売等	資金預り (注) 1	△154	預り金	914

(注) 1. 当社グループは、資金の効率化を図ることを目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを利用しており、取引金額は前事業年度末残高からの変動額を記載しております。
なお、子会社への資金の貸付及び子会社からの資金の預りについては、市場実勢を勘案して利率を決定しております。

IX 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

X	1株当たり情報に関する注記	
1.	1株当たり純資産額……………	2,089円45銭
2.	1株当たり当期純利益……………	61円44銭
XI	重要な後発事象に関する注記	
	該当事項はありません。	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

東洋電機製造株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 二階堂博文
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野村興治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

東洋電機製造株式会社

取締役会 御中

アーケ有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 二階堂博文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野村興治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第162期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月25日

東洋電機製造株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 仁 ㊟

常勤監査役 植田 憲治 ㊟

監査役 川村 義則 ㊟

監査役 阿部 公一 ㊟

監査役 小林仁、監査役 川村義則、監査役 阿部公一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当期の期末配当につきましては、株主各位への継続的かつ安定的な利益還元と、当社の企業体質の強化等を総合的に勘案いたしまして、普通配当を1株につき30円といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円
総額 282,994,710円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年8月30日

〈ご参考〉

■配当政策

継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としたうえで、株主からの負託に応えるため、配当原資確保に必要な収益力を強化し、配当性向を30%にすることを目標に掲げております。

第2号議案 取締役1名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制の強化及び取締役会全体のスキルのバランスを含む多様性を確保するため社外取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、取締役候補者の任期は、当社定款の規定により、他の在任取締役の任期が満了するまでとなります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び候補者とした 理由等	候補者の有する 当社の株式数
まちだ ゆきこ 町田 悠生子 (1984年3月24日生) 新任 社外 独立	2009年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 新四谷法律事務所入所 2012年12月 五三・町田法律事務所設立 2017年4月 第二東京弁護士会労働問題検討委員会副委員長（現在に至る） 【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 町田悠生子氏は、弁護士の資格を有しており、第二東京弁護士会労働問題検討委員会副委員長を務めるなど、特に労働法務について高い識見を有しております。また、女性活躍やハラスメントに関する執筆、講演等も多数行っております。その経験から、当社取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言と当社人事労務の課題に関する助言・提言を期待できるため、社外取締役候補者いたしました。	0株

- (注)
1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 町田悠生子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届出する予定です。
 3. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができます。町田悠生子氏が選任された場合、当社は、同氏と上記責任限定契約を締結する予定です。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約で填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

〈ご参考〉

■取締役のスキルマトリクス

第2号議案が承認された後の取締役の専門性及び経験

氏名	社外	専門性を発揮できる領域及び経験							
		企業経営	営業/ マーケティング	研究開発/ 技術	製造/ 品質管理	海外事業	人事/労務	会計/財務	法務
渡部 朗		●	●	●	●	●			
寺島 憲造		●	●	●	●	●			
大坪 嘉文		●	●			●		●	●
谷本 憲治		●	●				●	●	●
水元 公二	●	●	●			●	●	●	
間狩 泰三	●	●		●	●	●			
町田 悠生子	●						●		●

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役植田憲治、川村義則の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、 重要な兼職の状況及び候補者とした理由	候補者の有する 当社の株式数
1	たかき としはる 高木 俊晴 (1963年2月5日生) 新任	1983年4月 当社入社 2010年2月 当社産業事業部産業工場滋賀工場技術グループマネージャー 2011年7月 当社産業事業部産業工場滋賀工場副工場長 2013年4月 当社産業事業部産業工場滋賀工場長 2016年7月 当社竜王統合推進本部副本部長 2017年12月 当社産業事業部産業事業企画部長 2019年6月 当社執行役員 産業事業部副事業部長 兼 産業事業企画部長 (現在に至る) 【候補者とした理由】 高木俊晴氏は、当社入社以来産業事業の要職を歴任するなど、当社事業内容に関する豊富な経験と知見を有しており、監査役としての確かな意見を期待できるため、監査役候補者といたしました。	2,045株
2	はせがわ けいいち 長谷川 恵一 (1962年12月7日生) 新任 社外 独立	1991年4月 高崎経済大学経済学部専任講師 1994年4月 早稲田大学商学部専任講師 1996年4月 同大学商学部助教授 2001年4月 同大学商学部教授 2004年4月 同大学商学術院教授 (現在に至る) 【候補者とした理由】 長谷川恵一氏は、これまでに培われた企業の財務及び会計に関する高い見識と幅広い知見を有しており、財務・会計の健全性や経営全般について、監査役としての確かな意見を期待できるため、社外監査役候補者といたしました。	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 長谷川恵一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 長谷川恵一氏が選任された場合、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届出する予定です。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨を当社定款において定めております。監査役候補者の長谷川恵一氏が選任された場合、当社は同氏との間に上記責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約で填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<ご参考>

■社外役員の独立性基準

会社法の要件を満たすことの他、東証の「上場管理等に関するガイドライン」に準拠し、以下の各項に該当しないこととする。

- (1) 当該社外役員が、業務執行者（※）として在籍している会社が、製品・部品・役務の対価として当社および当社子会社から支払いを受け、または当社及び当社子会社に対して支払いを実施している場合に、過去3年間において1事業年度でもその額がいずれかの会社の連結売上高の2%を超えている場合。
- (2) 当該社外役員が、法律・会計・税務の専門家、コンサルタント（法人の場合はその法人に所属する者）として当社及び子会社から直接100万円を超える報酬を、過去3年間において1事業年度でも受取っている場合。
- (3) 当該社外役員が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3年間において1事業年度でも100万円を超えている場合。
- (4) 当該社外役員が、過去3年間において直接または間接に当社の議決権の10%を超える大株主またはその業務執行者である場合。
- (5) 当該社外役員の2親等以内の親族が、以下に該当する場合。
 - ・過去3年間において当社または当社子会社の業務執行者（重要でない者は除く）
 - ・前項（1）～（4）に該当する者（重要でない者は除く）

（※） 業務執行者：業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他使用人

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策継続の件

当社は、2008年8月26日開催の当社第147回定時株主総会において、株主の皆様のご承認により当社株式等の大規模買付行為に関する対応策を導入し、その後、直近では2020年8月26日開催の当社第159回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、これを更新しております（以下、現行の当社株式等の大規模買付行為に関する対応策を「現プラン」といいます。）。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、2023年7月13日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件として、現プランの内容を一部変更した上で継続することを決定いたしました（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

つきましては、本議案において本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた場合には、その時から、2026年8月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

本プランの継続にあたり、長期ビジョンで掲げている当社が果たす社会的使命と企業価値向上に向けた取り組みを示しました。内容については、本プランの対象となる大規模買付等の定義の見直し及び独立委員会を独立社外取締役主体とするための委員の追加、その他日付及び語句の修正等、所要の変更を行っておりますが、基本スキームに変更はございません。

なお、本プランは、社外取締役2名を含む当社取締役6名全員が出席した取締役会において全員の賛成により決定されております。また、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、全員が本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様ご意思決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの社会的使命やそれに基づく存在意義を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

2. 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取組み

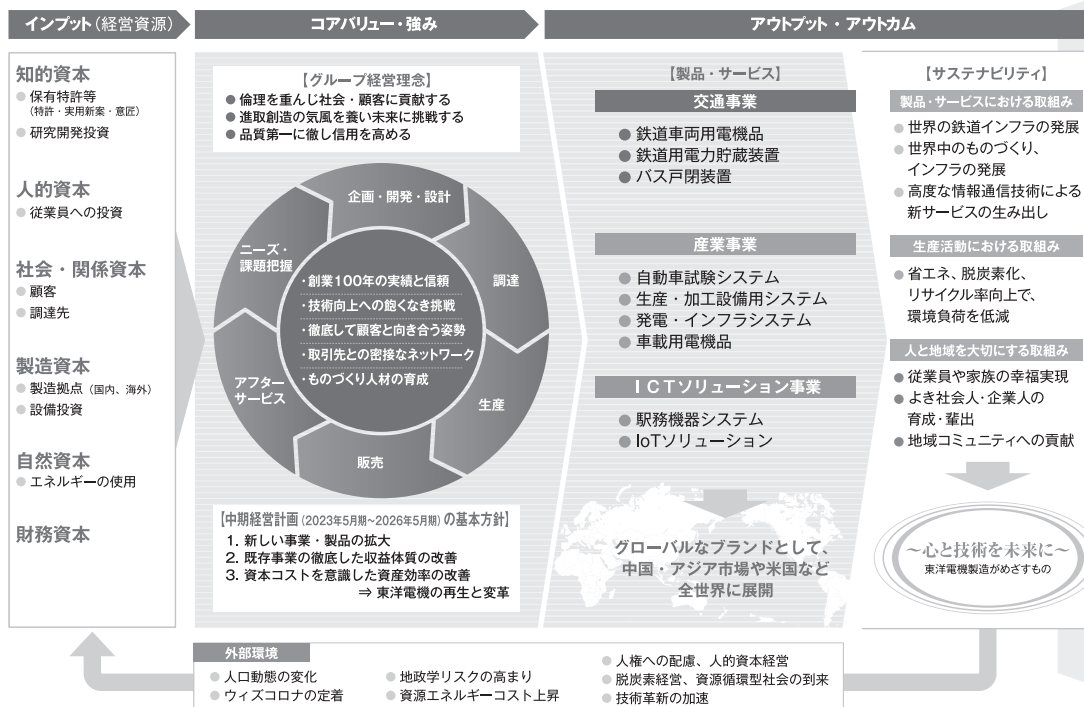
(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1918年の創業以来、100有余年の長きに亘り、モータドライブ技術を核とした数多くの鉄道車両用、一般産業用の電機品を開発、製造し、国内外の社会インフラの一端を担ってまいりました。

当社創業以来の「技術向上への飽くなき挑戦」、「徹底して顧客と向き合う姿勢」、「ものづくり人材の育成」という基本姿勢は、現在の「取引先との密接なネットワーク」を創出し、「創業100年の実績と信頼」という、当社グループの価値創造の源泉（コアバリュー）となっています。

これら当社グループのコアバリューを基に、交通事業、産業事業、ICTソリューション事業の各事業で製品・サービスを提供し、長期ビジョンである「卓越したモータドライブ技術を軸に、地球環境にやさしい社会・産業インフラを実現すること」を目指しています。これは、まさに当社グループの企業としての社会的使命であり存在意義とも言えるものです。

東洋電機製造の価値創造プロセス



当社は、この長期ビジョンの実現のため、当社グループの持続的な企業価値向上を目指し、現在次の「中期経営計画2026」を推進しております。

(2) 企業価値向上への取組み

当社グループは、2022年5月まで取り組んだ中期経営計画「リ・バイタライズ 2020/2022」（期間2019年5月期～2022年5月期）において得られた成果や残された課題を元に、新たな4年間の中期経営計画に取り組むこととしておりました。しかしながら、コロナ禍による鉄道旅客数の減少や自動車電動化に向けた試験装置の見直しなど大きな事業環境の変化に対応できる十分な収益力を得られていなかったことから、結果として計画値に対し大幅な未達となりました。

この結果とともに明らかになった当社自身が抱える課題を踏まえ、「中期経営計画2026」（期間2023年5月期～2026年5月期）については、「企業価値の回復・向上」を図るために、「東洋電機の再生と変革」を成し遂げる期間と位置付けております。

そのために、計画の3つの基本方針として①「新しい事業・製品の拡大」と②「既存事業の徹底した収益体質の改善」を進め、③「資本コストを意識した資産効率の改善」を行う事で、ROE 8%を目指します。

3つの基本方針	内容
①新しい事業・製品の拡大	全社横断的な新事業領域の開発強化・迅速化を推進し、電動化やDX化、脱炭素化等への対応を図る
②既存事業の徹底した収益体質の改善	生産効率の向上と適正な売価確保の両面から、工場・営業一体で収益力を抜本強化
③資本コストを意識した資産効率の改善	政策保有株式の縮減を継続するほか、事業毎の資本効率性を検証し、経営資源の最適化を推進

(3) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営理念「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、社会環境、法制度等の経営環境の変化に対応した経営監視体制を随時検討し、健全な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っております。

2018年4月には、コーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、取締役会のもとに社外取締役参加による「指名・報酬諮問委員会」を設け、取締役、執行役員候補の選定及び報酬の決定にあたり、客観性と透明性を担保する仕組みといたしました。

2018年6月には、取締役会の監督機能と執行機能を分離し、執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会は主に監督機能を担うことといたしました。

また、本定時株主総会において、女性社外取締役候補を選定し、コーポレート・ガバナンスに資する取締役会の多様性の確保にも努めております。

当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督機能に加え、監査役による取締役の職務執行に対する監査機能がともに有効に機能しております。

当社は、法令及び定款に基づく会社機関として株主総会及び取締役の他、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名（本定時株主総会において取締役選任議案が可決承認さ

れた場合は、社外取締役3名（うち、女性1名）を含む取締役7名）で構成し、取締役会専決事項、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役・執行役員の職務執行を監督しております。また、取締役、執行役員、監査役の出席のもと、経営戦略会議、業務執行報告会を開催し、当該会議体において全役員が各業務部門から報告される情報を共有するとともに、経営課題の進捗状況の確認、重要な経営事項の必要な討議をしております。

監査役は、社外監査役3名を含む4名であり、取締役会及び経営戦略会議等の重要な会議への出席や、業務及び財産状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査人及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行う等、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

このほか、取締役会のもとに「内部統制委員会」を設置し、当社のリスクの認識及び対策等について検討を行っております。

今後もコーポレート・ガバナンス体制の充実を図って参ります。

3. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することとしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の5氏が就任する予定です。

また、2023年5月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。現時点において当社株式等の大規模買付に関する打診及び申し入れ等はございません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を自ら単独で若しくは他の者と共同ないし協調して行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(ア)当社の株式等の取得をしようとする者又はその共同保有者⁸若しくは特別関係者（以下、本(iii)において「株式等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株式等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株式等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を樹立する行為¹⁰であって、(イ)当社が発行者である株式等につき当該株式等取得者等と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような行為

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準備法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

- (iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹¹その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
-

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において以下同じとします。
- 9 「当該株式等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等や、当該株式等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。
- 10 本文（iii）所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文（iii）所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 11 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日¹²（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送しますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に日本語で提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らし、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同所有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

12 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を行います。

(viii) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
(ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に明示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適時、適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間開始後に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、買付者等による大規模買付け及び当社取締役会による意見や代替案等の内容の検討等を始め、取締役会評価期間内に、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非又は株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー

ザ一、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)ないし(iii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合若しくは買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められる場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。具体的には、別紙4の1に掲げるいずれかの類型に該当し、それによって当社に回復し難い損害を与えたり、株主の皆様当社の株式等の売却を事実上強要する虞があると客観的に合理的に判断される場合には、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められる場合に該当することとします。

なお、別紙4の1に掲げるいずれかの類型に形式的に該当することのみをもって、対抗措置の発動を勧告することはありません。あくまで当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に限り、上記の対抗措置の発動を勧告することがあります。

(ii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞がある場合

独立委員会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、原則として株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

なお、別紙4の2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められることとします。

(iii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記(i)及び(ii)に定める場合以外においては、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥ 株主意思の確認

独立委員会が、上記⑤(ii)に従い、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が

否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は⑥に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑧ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑨ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑧に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、2026年8月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランの廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえております。また、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

なお、当社は、買収防衛策に関するコーポレートガバナンス・コードの原則(原則1-5、補充原則1-5①)をいずれも実施することとしております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等がなされた場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するもの

です。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員5名以上により構成しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑧に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになりますので、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用される法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」といいます。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、独立委員の過半数は当社社外取締役とし、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員を除く独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランの対象となる大規模買付け等への該当性の判断
 - (2)本プランに係る対抗措置の発動の是非、又は株主意思を確認すべき旨
 - (3)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (4)本プランの廃止及び変更
 - (5)その他本プランに関連して当社取締役会が独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

- 間狩 泰三（まかり たいぞう） 1959年1月19日生
1983年4月 帝人株式会社入社
2010年6月 帝人エンジニアリング株式会社取締役
2011年6月 同社代表取締役常務取締役
2012年4月 帝人株式会社帝人グループ欧州総代表兼Teijin Holdings Netherlands B.V. 社長
2017年4月 同社帝人グループ執行役員エンジニアリング管掌兼CS R管掌補佐（防災担当）
2018年6月 インフォコム株式会社取締役
2020年4月 帝人株式会社帝人グループ常務執行役員
2021年4月 同社顧問 技術アドバイザー
2021年8月 当社取締役就任（社外）（現在に至る）
2022年4月 帝人株式会社 技術アドバイザー（現在に至る）
- 町田 悠生子（まちだ ゆきこ） 1984年3月24日生
2009年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
新四谷法律事務所入所
2012年12月 五三・町田法律事務所設立
2017年4月 第二東京弁護士会労働問題検討委員会副委員長（現在に至る）
- 水元 公二（みずもと こうじ） 1954年11月3日生
1978年4月 日新製鋼株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社
2009年6月 同社取締役常務執行役員人事部長
2010年4月 同社取締役常務執行役員リスクマネジメント推進室長
2012年4月 同社取締役常務執行役員
日新製鋼（上海）鋼鉄商貿有限公司董事長
2012年6月 同社常務執行役員 日新製鋼（上海）鋼鉄商貿有限公司董事長
2014年4月 同社副社長執行役員CFO（財務担当最高責任者）
2014年6月 同社代表取締役副社長執行役員CFO（財務担当最高責任者）
2017年6月 同社常任顧問
2019年6月 株式会社日阪製作所取締役（社外）（現在に至る）
2020年8月 当社取締役（社外）（現在に至る）

宮本 正行（みやもと まさゆき） 1962年4月8日生
1993年4月 司法研修所 入所
1995年4月 司法研修所 卒業
 弁護士登録
1999年4月 宮本法律事務所開設（現在に至る）

油井 雄二（ゆい ゆうじ） 1948年10月3日生
1980年6月 経済企画庁経済研究所客員研究員
1985年7月 大蔵省財政金融研究所特別研究官
1987年4月 ミシガン大学客員研究員
1989年4月 成城大学経済学部教授
2010年4月 成城大学学長
2011年4月 成城学園学園長（2023年3月まで）
2020年4月 成城大学名誉教授（現在に至る）

※上記5氏と当社との間において、特別の利害関係はございません。

※当社は、水元公二氏及び間狩泰三氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

※町田悠生子氏は、本定時株主総会での取締役選任議案の可決承認を条件に本委員に就任予定です。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

以上

当社の大株主の株式保有状況

2023年5月31日現在の当社の大株主の状況は、つぎの通りであります。

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
東日本旅客鉄道株式会社	973	10.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	676	6.94
東洋電機従業員持株会	495	5.08
東洋電機協力工場持株会	345	3.55
日本生命保険相互会社	337	3.46
株式会社三菱UFJ銀行	270	2.77
三信株式会社	270	2.77
株式会社横浜銀行	207	2.13
オークラヤ住宅株式会社	206	2.11
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	146	1.50

(注) 上記のほか当社は自己株式301千株を保有しております。

以上

1. 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- ① 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ⑤ 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

2. 当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があると認められる類型

- ① 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- ② 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を妨げる虞があると判断される場合
- ③ 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹³、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹⁴、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹⁵(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

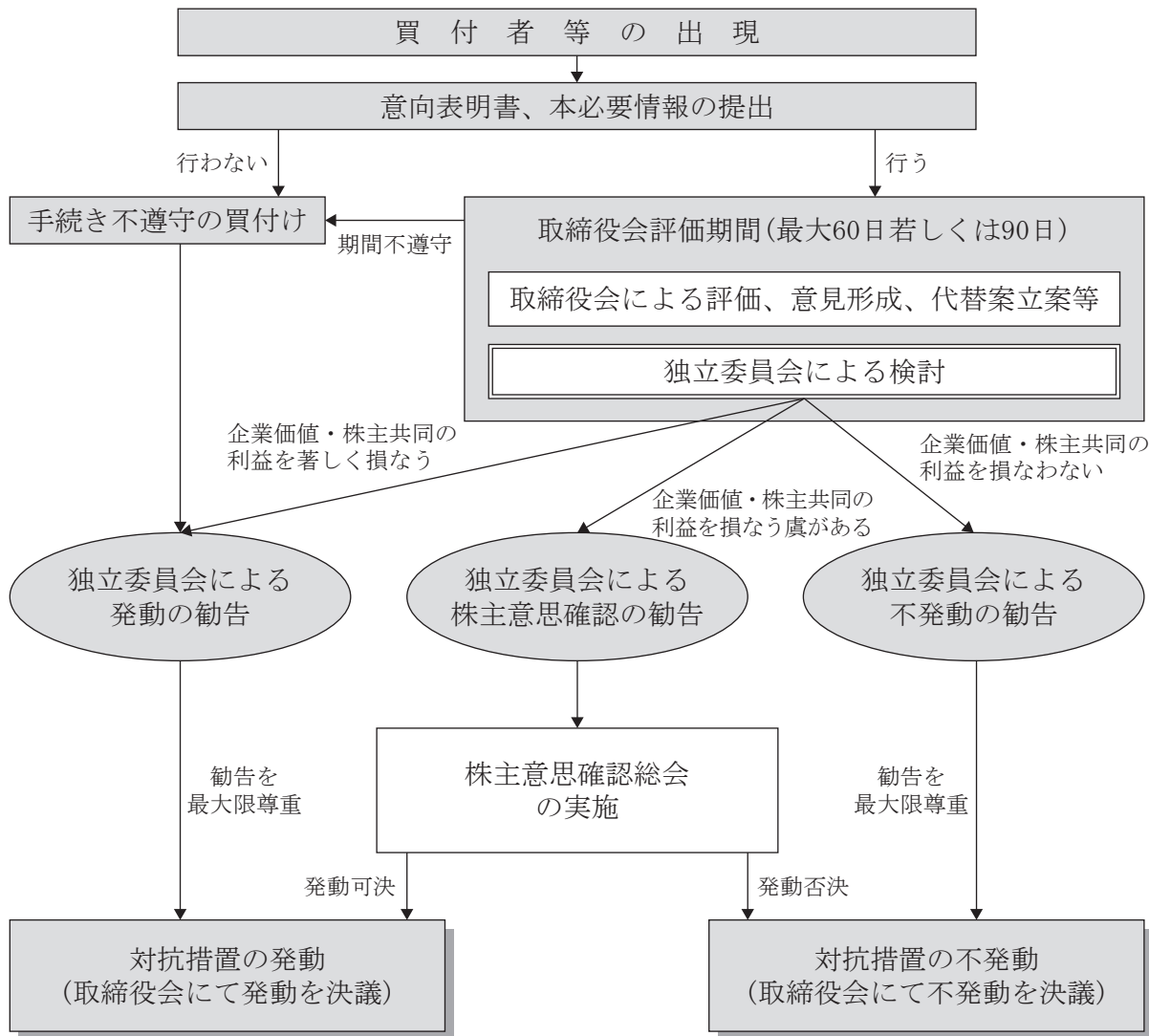
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- 13 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 14 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 15 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と実質的に共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

以上

本プランの手続きに関するフロー図

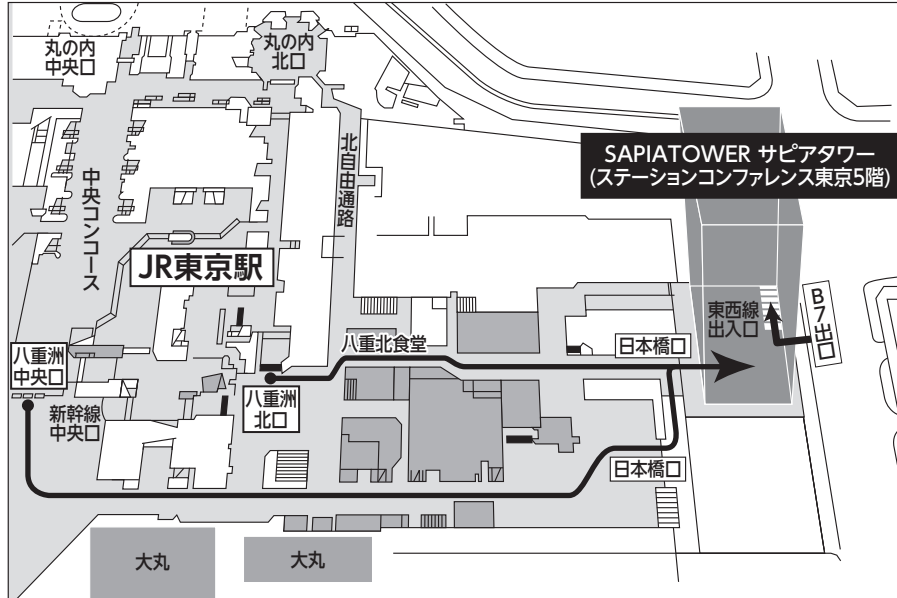


※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照下さい。

以上

東洋電機製造株式会社
定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階
「ステーションコンファレンス東京」501会議室



【交通のご案内】

J R東京駅新幹線専用改札口 (日本橋口) 徒歩1分
J R東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分
東京メトロ東西線大手町駅 (B7出口) 徒歩1分
※駐車場のご用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。